

○児童福祉法施行規則第三十六条の四十二第二項の厚生労働大臣が定める基準
(平成二十一年三月三十一日)
(厚生労働省告示第二百二十七号)

- 1 更新研修(児童福祉法施行規則(以下「規則」という。)第三十六条の四十二第二項に規定する更新研修をいう。以下同じ。)のうち、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第六条の三第二項に規定する養育里親(規則第一条の三十五に規定する専門里親(以下「専門里親」という。))を除く。以下同じ。)に係るものは、都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の各号の要件を満たす課程により行うものとする。
 - 一 次に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - イ 児童福祉制度論(講義)
 - ロ 発達心理学(講義)
 - ハ 里親養育演習(講義・演習)
 - ニ 養育実習(実習)
 - 二 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
 - 三 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、養育里親としての登録の有効期間の満了の日において、現に委託児童の養育を行っている者その他要保護児童の養育に関する経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、同項第一号に掲げる科目のうち、養育実習を免除することができる。
- 3 更新研修のうち、専門里親に係るものは、都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の各号の要件を満たす課程により行うものとする。
 - 一 次に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - イ 児童福祉制度論
 - ロ 専門里親演習(講義・演習)
 - 二 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 4 更新研修のうち専門里親に係るものを修了した者は、更新研修のうち養育里親に係るものを修了したものとみなす。